

令和5年度 事業計画書



社会福祉法人 ふれあい福祉会

特別養護老人ホームふれあいの里
ふれあいの里デイサービスセンター
ふれあいの里居宅介護支援事業所
延岡市恒富南地域包括支援センター

目 次

経 営 方 針	1
特別養護老人ホームふれあいの里	3
(介護福祉施設サービス・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	
ふれあいの里デイサービスセンター	11
(通所介護) 介護予防・日常生活支援総合事業 (通所介護相当サービス)	
ふれあいの里居宅介護支援事業所	17
(居宅介護支援)	
延岡市恒富南地域包括支援センター	21
[延岡市委託事業] (介護予防支援)	
社会福祉法人 地域貢献活動	25
(生活困窮者等に対する相談支援事業)	

経営方針

近年、人口減少とともに少子高齢化、さらには地域におけるつながりの希薄化等、社会構造や人々の暮らしが様々に変化する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、医療費など社会保障の急増が懸念される2025年や、65歳以上の高齢者世帯の内4割を超える世帯が単身世帯となることが予想されている2040年等を見据え、「地域共生社会」の実現を目標とした地域づくりや包括的な支援体制の構築への取り組みが推進されています。

このような中、他業種と同様に慢性的な人材不足も深刻であり、業務負担の軽減・経営の効率化への対処としての、介護ロボット・ICTへの取り組みを強化することで働きやすい職場風土を確立します。

また、時代はウィズコロナへと舵をとる中、高齢者福祉・介護の現場では気の抜けない緊張感のある業務が続きますが、感染症・災害発生時への対応力強化を継続するとともに、地域貢献に資するため関係機関との連携を密にすることで体制強化、さらに限られた社会資源の発掘と有効活用で、社会福祉法人として安定的な事業運営に努めてまいります。

- 1 感染症・自然災害発生時の業務継続計画の策定と、より実効性を高めるための設備整備、研修会の開催・防災訓練の実施により対応力を強化します。
- 2 介護人材の確保と効率的な施設運営として、介護ロボット・ICTの活用によりサービスの質の向上および介護現場の負担と事務処理の軽減に取り組みます。
- 3 組織管理の適切な実施と職員の資質向上に取り組むとともに、より良い職場風土の醸成に努めます
- 4 介護相談等により地域との共生を目指し、社会福祉法人としての公益的機能を発揮します。
- 5 安定的な事業運営と健全な経営により地域社会に貢献します。

令和5年4月

社会福祉法人 ふれあい福祉会
理事長 楠田 富雄

特別養護老人ホームふれあいの里

(介護福祉施設サービス)

(短期入所生活介護)

(介護予防短期入所生活介護)

1. 基本方針

利用者や家族の満足・笑顔が返ってくることを励みに、利用者の立場に立った介護に努めます。ベッドの稼働率向上への取り組みとして、入所手続きの簡素化、入院・退所による空床のショートステイ活用を推進します。また、ICT や介護ロボット等の活用による業務負担の軽減や効率化、働きやすい職場づくりによる介護人材の確保に努めます。

2. 事業計画

(1) 介護

- ① ケアプランを基に、介護・看護・給食が連携した処遇の確実な実践と個別的ケアの充実に努めます。
- ② 利用者の立場に立ち、気持ちを汲み取ったケアを提供することにより、利用者とその家族に満足して頂けるよう努めます。
- ③ 利用者・職員に優しいケアとして、継続してノーリフティングケアの標準化に努めます。
- ④ 職員間の情報共有については、その徹底を図り、正確な業務遂行に努めます。
- ⑤ 生け花・音楽クラブ、新たな行事等の確立に継続して取り組み、利用者の意欲向上に努めます。
- ⑥ 利用者の個人情報、その重要性を認識し、規定に基づき漏えいのないよう厳格な管理に努めます。
- ⑦ 身体拘束ゼロ、利用者・家族が望む終末に向けた看取り介護の提供に努めます。

(2) 健康管理

- ① 既往歴や現疾病の実態を的確に把握し、継続した観察記録により異常の早期発見・早期治療・早期回復に努めます。
- ② 利用者の定期健康診断を実施します。
- ③ 短期利用者については、利用前の状況確認を十分に行い、特に感染症等の防止として関係機関との連携により早期対応に努めます。

(3) 食事

- ① 栄養ケア計画書に基づき、栄養状態の改善・維持に努めます。また、随時、食事形態や量・食事姿勢・介助方法等を検討し、できるだけ自分の力で口からの食事摂取が継続できるように努めます。
- ② 利用者の嗜好や季節の食材を活かした献立を作成するとともに、各種イベントの企画等からも楽しみのある食事提供を行い、生活の質の向上に努めます。
- ③ 衛生管理マニュアルを基に、食品の取り扱いには十分注意し、食中毒等の発生予防に努めます。

(4) 入浴・排せつ

- ① 状態に合わせた機器を活用しての入浴を週2回以上確保し、身体の清潔保持と精神的リラクゼーション確保に努めます。
- ② 排せつは、個別のパターンを把握し、身体機能に最も適した方法でのケアに努めます。また、そのケアにおいては、人としての尊厳とプライバシーに十分な配慮を行います。

(5) 環境整備

- ① 生活の場として、個々の生活歴や嗜好等にも着目し、落ち着ける居室空間づくりに努めます。
- ② 定期的な清掃や週1回のシーツ交換・点検等を行い、居室やベッド周りの清潔保持および整理整頓に努め、特に感染症防止のための換気には十分に注意をしていきます。
- ③ 施設内外の設備用具等については、その保全・メンテナンスに努めます。また、季節の移ろいを実感するとともに、日本古来・近年の風習を楽しめるような各フロアの演出、園庭管理にも努めます。

(6) 地域交流・社会貢献活動

- ① 地域住民の安心な暮らしが保障され、その人らしく生活することができる地域づくりの担い手でもあるという使命感を持ち、実現のための社会貢献活動に努めます。
- ② 施設・地域行事等への相互参加を通じ、地域との関係づくりの継続に努めます。また、開かれた施設運営を行い、施設を地域資源として活用して頂きます。
- ③ 緊急な対応が必要な生活困窮者に対しては、社会福祉協議会・民生委員・関係団体等と連携・協働し、早急な相談支援の実施に努めます。
- ④ 各種実習生の受け入れを継続し、実習目標達成への指導等を通じて福祉の人材育成に努めます。

(7) 事故防止・防災対策

- ① 気づきやヒヤリハット報告の共有化を徹底し、評価・分析からの対応策を講じることで類似事例の再発防止に努めます。
- ② 細やかな記録の整備と申し送りにより、統一処遇の徹底に努めます。
- ③ 災害発生や防犯対策として、各種マニュアルに準じた行動と対策を講じ、利用者や職員の安全確保に努めます。また、マニュアルや方針等については、適宜、社会動向に合わせて見直しを行い、その内容は利用者家族を含めて周知徹底します。
- ④ 業務継続計画の策定、計画に基づいた訓練の実施に努めます。

(8) 職員の資質向上・労働安全衛生上の推進

- ① 相談員、各部署の主任等を中心にサービスや組織管理を適切に実施し、教育指導者の育成にも力を入れることにより、「気づき」を大切にできる職員の育成に努めます。また、介護職員が必要とする知識の獲得・技術の向上のため、施設内で行う研修会の充実にも努めます。
- ② 挨拶・笑顔・丁寧な言葉使い等、安心と信頼を得るための接遇マナーが適切に行われるよう、現場における相互教育に努めます。
- ③ 職員の責任感や仕事に対するプロ意識の向上を目指すとともに、積極的な福祉用具の導入やICT化への取り組みを継続し、腰痛予防等の業務改善や効率化を進め、働きやすい職場環境づくりに努めます。

(9) その他

- ① 施設だより『かけはし』やホームページ・SNS活用による積極的な情報発信に努めます。
- ② 利用者・家族・地域等からの苦情が発生した場合には、真摯に受け止め、誠意を持って早急な改善に努めます。
- ③ 認知症高齢者については、継続的に専門研修による学びを深めながら、身体・精神・環境の相互関係を踏まえたケアの提供に努めます。

3. 会議および委員会

(1) 主任者会議

運営上の全般的な検討を行います。

- ① 研修委員会（随時）
職員の資質向上や施設課題の解決に向けた研修内容の検討を行います。
- ② 安全対策委員会（月1回）
各部署ヒヤリハットを共有し、事故発生予防・再発防止に向けた検討を行います。
- ③ 入所判定委員会（随時）
「県指定介護老人福祉施設等における入所の取扱いに関する指針」に基づき、希望者の入所可否について判定を行います。
- ④ 栄養管理委員会（月1回）
栄養管理業務の合理的運営、日常の食事状況や嗜好を考慮した献立の検討を行います。
- ⑤ 感染予防委員会（月1回）
施設基本方針に基づき、予防体制の整備（家族面会方法、利用者や関係者の入館、職員の行動など）に努めます。また、感染症が発症した場合には、早急な状況把握と各関係機関との連携により、まん延防止・状況改善に向けた具体的な対策の検討を行います。

(2) 各種委員会

① 感染症および食中毒防止委員会（随時）

常に情報収集を行い、感染症発生時を想定した対処法の実践研修の企画、感染拡大防止に向けた具体的対応策の実施等について検討を行います。また、シミュレーション訓練・研修をそれぞれ年2回以上開催します。

② 褥瘡対策委員会（随時）

利用者の状態評価を基に、褥瘡形成に対する予防対策、治療対象者の管理と悪化防止に向けた介護・処置内容等の検討を行います。また、個別の「褥瘡対策に関するケア計画書」の管理も行いつつ、新たなスキンケア用品も積極的に取り入れる等、継続的な予防に努めます。

③ 身体拘束廃止委員会（3ヶ月に1回以上）

利用者の尊厳と自主性を尊重し、身体拘束廃止に向けての解決策について検討を行います。また、職員研修を年2回以上開催します。

④ 防災委員会（随時）

防災士を中心にマニュアルの管理、必要時の修正等について検討を行うとともに、実践的な訓練を計画し、反省点や外部の情報等を活かしながら最善の防災対策、職員の防災意識の向上に向けた取り組みについて検討を行います。また、年2回の総合防災訓練、月1回の施設内防災訓練、業務継続計画に基づいた研修会・シミュレーション訓練をそれぞれ年2回以上行います。

⑤ 給食委員会（随時）

各種行事に伴う献立の立案、季節に合わせた食事イベントの企画・提案を行います。また、災害備蓄食料の管理やその内容について検討を行います。

⑥ 接遇・業務改善委員会（随時）

利用者接遇や職員業務全般における課題に対し、その改善に向けた対策について建設的な検討を行います。また、看取り介護における一連の取りまとめや方針の見直し、理学療法士との協働によるADL悪化防止に向けての機能訓練やレクリエーション内容の充実、施設だより「かけはし」作成とSNSの活用等、それぞれの係と連携しその内容について検討を行います。

◆ 年間行事計画 ◆

月	季節行事	施設行事	月	季節行事	施設行事
4月	昭和の日	総合防災訓練 花見 屋外食	10月	スポーツの日	ハロウィン運動会
5月	憲法記念日 みどりの日 こどもの日	母の日 定期健康診断 じゃがいも収穫 さつまいも苗植え	11月	文化の日 勤労感謝の日	芋の収穫 野菜苗植え
6月	夏至	胸部レントゲン撮影 父の日	12月	冬至 クリスマス	クリスマス忘年会 夜間想定防災訓練
7月	海の日	七夕 納涼夏祭り	1月	お正月 鏡開き 成人の日	園内初詣 新春カラオケ 花の苗植え
8月	お盆 山の日	花火観賞 スイカ割り	2月	建国記念日	節分
9月	敬老の日 秋分の日 十五夜	敬老の集い 総合防災訓練	3月	春分の日	ひな祭り

◎ユニット毎の毎月行事

- ふれあい会
- ふれあい喫茶
- 利用者との意見交換会
- 誕生会
- 音楽クラブ（第1・第3月曜日）
- 生け花クラブ（毎週木曜日）

◎その他

- ふれあいクラブ（季節行事など）
- レクリエーション（集団リハビリなど）
- ドライブ
- 外気浴、施設内散歩
- 体重測定（毎月）
- かけはし発行（偶数月）

- ・ 入浴日 ⇒ 毎週月曜日から土曜日
- ・ 理学療法士による指導等 ⇒ 毎月2回（土曜日）
- ・ 防災訓練 ⇒ 毎月
- ・ ケアカンファレンス ⇒ 随時（利用者・家族・関係職員）
- ・ 嘱託医回診 ⇒ 毎週木曜日・土曜日

◆ 給食計画 ◆

月	季節行事	給食内容	月	季節行事	給食内容
4月	開設記念日 旬の味覚	祝膳 さくら餅 季節の和菓子 鯉のたたき	10月	旬の味覚 ハロウィン	もみじ弁当 かぼちゃ料理 屋外食(虹) ハロウィンバイキング(星)
5月	八十八夜 端午の節句 母の日	新茶 和菓子 祝膳 屋外食(虹)	11月	旬の味覚	鮎の甘露煮 スープフェス(星)
6月	父の日	祝膳 フルーツパフェ(星)	12月	冬至 クリスマス 大晦日	かぼちゃ料理 ゆず料理 クリスマスメニュー ケーキ、シャンメリー 年越しそば 芋餅大福(虹)
7月	七夕祭り 土用丑の日 納涼夏祭り 海の日	七夕そうめん うなぎ料理 お祭り料理 季節の和菓子	1月	お正月 七草 鏡開き	おせち、お屠蘇 餅(やわらか素材) 七草粥 餅(やわらか素材)
8月	お盆	お煮しめ おはぎ かき氷作り(虹) フロート(星)	2月	節分 バレンタインデー	巻き寿司 チョコパーティ
9月	敬老の日 十五夜	敬老祝膳 お月見饅頭	3月	ひな祭り お彼岸	さくら寿司 甘酒 ぼたもち

◎お楽しみ献立(月に1回実施)

ふれあいの里デイサービスセンター

(通所介護)

介護予防・日常生活支援総合事業

(通所介護相当サービス)

1. 基本方針

利用者が、地域や家族に見守られながら個人の思いを実現できることに向けて支援し、そのための運動やレクリエーション、個別ケアなどの充実を図ります。また、安定的な利用者確保のため、関係各所との連携と広報活動の創意工夫に努めます。

2. 事業計画

(1) 利用者・家族への支援と地域との連携

- ① 個人の状態や生活環境を含めたニーズの把握から、通所介護計画を作成し、これを実行・モニタリング・評価します。また、個性や生き甲斐を引き出す事ができるようなサービスの提供に努めます。
- ② 行事計画では、個々に合わせた趣味や屋外活動などの選択肢を拡げ、自立支援に繋がるサービスメニューを提供します。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の中で、穏やかで楽しい時間を過ごせるよう、利用環境の工夫に努めます。
- ④ 個人の体調管理や状態観察をこまめにし、異常の場合は家族や各関係機関との連携で早めの対応に努めます。
- ⑤ 個人に合わせた形態と季節感のあるメニューで食事を提供し、食べる事が楽しみにつながるようにします。
- ⑥ 可能な限りボランティアの受け入れと地域資源の活用を進め、地域に根づく福祉拠点の成長を目指します。

(2) 職員の資質向上と職場環境の調和

- ① 利用者の心理状態の理解と心身機能の維持向上、在宅生活を継続する上で求められる専門性の高いサービスの提供に向けて、webやリモート等を含めて各種研修会へ積極的に参加します。
- ② 内部研修においては、活発な意見を出しやすい職場環境づくりを進めます。
- ③ 法令遵守とコスト意識を持ち、日々の業務を遂行します。
- ④ 地域住民との良好な関係づくりのため、挨拶の励行や地域貢献に向けて各専門職の知識・技術を活用します。

(3) 事故防止の徹底

- ① 利用者一人ひとりの体調面・心身機能を的確に把握するとともに、ヒヤリハット事例の活用により、事故防止に努めます。
- ② 日頃より機械・器具の点検と利用環境の整備を行い、安全確保に努めます。
- ③ 防災マニュアルに沿った定期的な訓練を実施し、非常時には迅速かつ適切な対応ができるよう防災意識を高めます。
- ④ 運行前に車両を点検し、走行中にはライト点灯や譲り合いによる余裕を持った運転を心がけます。

(4) 感染症対策と衛生管理

- ① 利用者が共有する環境衛生に留意し、各テーブルの飛沫防止パーテーションの設置や消毒により、新型コロナウイルスを含めた感染症防止に努めます。
- ② 平素から感染者の発生を想定したシミュレーション訓練を行い、もしも際には迅速かつ適切に対応します。

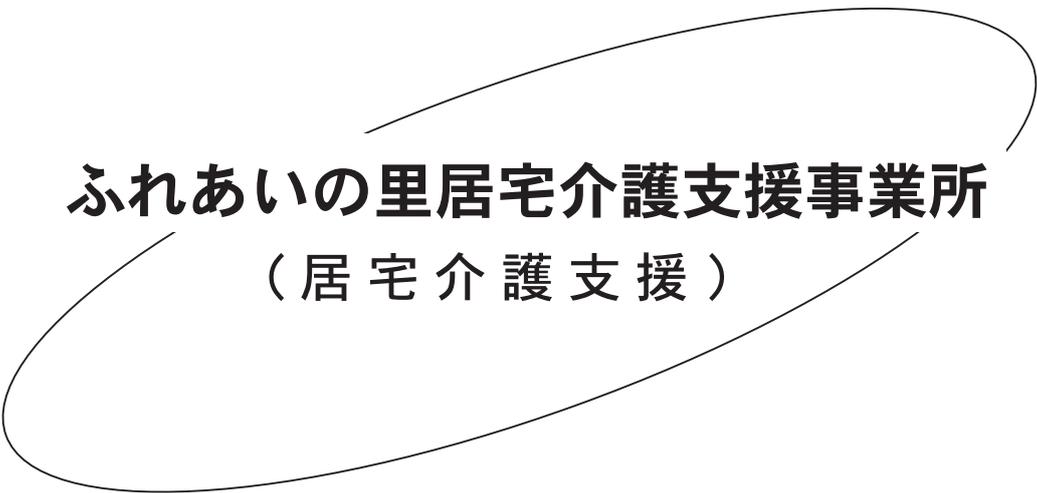
(5) 情報管理と利用者確保への取り組み

- ① 利用者、家族などの個人情報の取り扱いについて、守秘義務を徹底します。
- ② 新規利用者の獲得のため、関係機関に向けた新聞の発行やホームページ、SNS の活用による情報発信に努めます。
- ③ サービスの見学や体験利用を積極的に受け入れます。

◆ 年間行事計画 ◆

月	季節行事	施設行事	月	季節行事	施設行事
4月	昭和の日	総合防災訓練 製作(端午の節句飾り) ふれあい新聞発行	10月	スポーツの日	運動会 ふれあい喫茶 防災訓練 ふれあい新聞発行
5月	憲法記念日 みどりの日 子どもの日 母の日	買い物ドライブ 花壇・畑作り 防災訓練	11月	文化の日 勤労感謝の日	畑作り 製作(クリスマス飾り) 弁当ドライブ 防災訓練
6月	父の日 夏至	製作(七夕飾り) ふれあい喫茶 体重測定 防災訓練	12月	冬至	クリスマス会 製作(お正月飾り) 1年の振り返り 体重測定 防災訓練
7月	海の日	外気浴(園外散歩) ふれあい喫茶 防災訓練 ふれあい新聞発行	1月	お正月 鏡開き 成人の日	書き初め 新年会 製作(節分飾り) 防災訓練 ふれあい新聞発行
8月	山の日 お盆 終戦記念日	夏まつり 意見交換会 防災訓練	2月	建国記念日	節分 製作(雛飾り) 防災訓練 体重測定
9月	敬老の日 秋分の日 十五夜	敬老会 体重測定 総合防災訓練	3月	春分の日	ひな祭り 意見交換 体重測定 防災訓練

- ・ 季節を感じて頂ける行事、リハビリを兼ねた体操およびゲーム等の実施
- ・ 定期的な体重測定、気分転換を兼ねたドライブの実施
- ・ 趣味趣向に合わせた個別ケア(クラブ活動)の実施
- ・ 誕生会を個別に実施(利用者の誕生日前後の利用日に実施)
- ・ ボランティアの方々による慰問を実施(感染症の状況や社会情勢に合わせ対応を行います)。



ふれあいの里居宅介護支援事業所
（居宅介護支援）

1. 基本方針

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。また、利用者、家族との信頼関係を構築するとともに、利用者自身によるサービスの選択、利用者本位、公正中立、関係機関との連携、人権擁護、虐待防止等、総合的かつ効率的な提供に努めます。

2. 事業計画

(1) 重度化防止の推進

- ① 要介護状態の軽減、または自立度の向上および悪化防止のために、関係機関との連携強化に配慮します。
- ② サービス担当者会議では、議論を尽くし、本人と各関係者との合議で課題解決に向けて、ニーズに沿った目標設定や援助内容を提案します。
- ③ 毎月のモニタリング時に、ニーズの変化を見逃さず効果や生活課題を再確認し、適時必要な計画修正を進めます。
- ④ ICTの有効活用により、リアルタイムに関係機関と情報共有することで、適時課題解決できるように努めます。

(2) 地域包括ケアシステム構築への寄与

- ① 医療機関、各種サービス事業所との連携を密にすることで、双方の情報交換により体制の強化を図ります。
- ② 地域包括支援センターや行政機関と協働し、地域ケア会議への参加や介護保険外の諸制度の活用と住民互助が可能になる様な支援を目指します。
- ③ 地域住民や専門職と協力し、社会資源の発掘や地域の介護力向上に取り組み、世代を超えた地域づくりと地域共生社会の実現に努めます。

(3) 特定事業所としての責務

- ① おおむね週1回の定期会議により、利用者の援助方針の検討や地域資源の共通理解および最新の介護・医療の情報を共有することで、質の高いケアマネジメントの提供を行います。
- ② 他法人と共同でのケース検討会の開催により、多様な課題解決策や気づきの場面としてスキルアップに努めます。
- ③ 職員ごとに研修計画を作成し、専門職としての能力向上に努めます。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、また支援困難ケースの対応相談に応じ、積極的に受入れます。
- ⑤ 介護支援専門員の養成実習等を受入れ、人材の育成に努めます。

(4) 感染症対策下の情報管理と事業所需要の拡大

- ① 新型コロナウイルスを含む様々な感染症の拡大防止と事業継続に努めます。

- ② 個人情報の守秘義務等については遵守し適切に運用します。
- ③ 苦情の発生に対しては、事実を調査し早期解決と再発防止に努めます。
- ④ 事業所の需要拡大に向け、介護サービス情報公表や広報を積極的行います。

延岡市恒富南地域包括支援センター

〔延岡市委託事業〕

（介護予防支援）

1. 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心安全な暮らしが実現できるよう、関係機関との連携強化を進め、地域力の向上に努めます。

2. 事業計画

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援

- ・地域の相談窓口として、様々な方法で相談を受け、適切な対応や情報提供を行います。
- ・自らの課題解決機能を高めるとともに、顔の見える相談しやすい体制づくりに努めます。

② 権利擁護

- ・高齢者の生活を支援する上で生じる様々な権利侵害の早期発見に取り組むとともに、関係諸制度を有効活用し、高齢者の権利を守ります。
- ・高齢者やその世帯が複数の生活課題を抱えている場合等の処遇困難事例においては、行政機関や専門職、地域との連携により問題解決を図ります。
- ・成年後見制度の利用促進に向け、市や専門機関と連携強化を図ります。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・高齢者や家族のニーズに応じた適切な社会資源を活用できるよう、地域や医療機関等との連携に努めます。
- ・介護支援専門員に対して日常業務の相談等に応じ、問題解決に向けた必要な助言を行います。
- ・介護支援専門員の資質向上を図るため、社会資源の情報提供やオンライン等を活用した研修会の開催を計画します。

④ 介護予防ケアマネジメント・一般介護予防事業

- ・要支援者および総合事業対象者に対し、心身の状況や環境に応じて延岡市独自のサービス事業が効果的に提供されるよう必要な支援を行います。
- ・地域資源やその他多様なサービスを活用できるよう、事業の周知や調整を図ります。

(2) 介護予防普及啓発事業

- ・地域住民に対して出前講座を開催し、市の高齢化の現状や介護保険の仕組み、または介護予防の取り組みの重要性、さらに市の施策やサービス等に関する知識の普及啓発を行います。

(3) 地域ケア会議

- ・行政機関や専門職、地域と様々な個別課題を解決し、ネットワーク構築や地域課題の発見を行いません。

(4) 介護予防支援事業

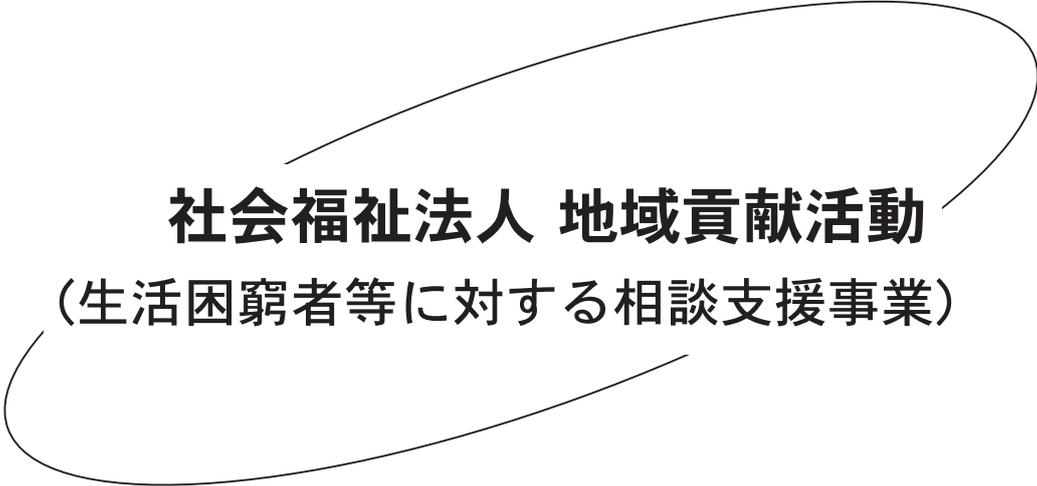
- ・ 自立支援型地域ケア会議の活用で専門職の助言を参考に、利用者の生活の質の向上を目指したケアプランを作成します。

(5) 認知症支援事業

- ・ 認知症サポーター養成講座を通じて、認知症に対する正しい知識の普及・啓発を行います。
- ・ 認知症の人やその家族の状況に応じて、ケアパスツールの活用を行うとともに認知症初期集中支援チーム等との連携を図ります。
- ・ 認知症カフェに参加し、情報交換や交流を図ります。

(6) その他

- ① 圏域の生活支援コーディネーターと連携し、地域資源や地域課題の情報共有を行い、生活支援サービスの体制整備に努めます。
- ② 医療機関、各種サービス事業所との連携体制の構築を進めます。
- ③ 各種研修会や専門部会等の参加により、専門職としての能力向上に努めます。
- ④ 実習生を積極的に受け入れ、医療・福祉の専門職の担い手育成に努めます。
- ⑤ センター業務の自己評価を行い、運営上の課題を整理し、改善に繋げていきます。
- ⑥ 災害や感染症対策に係る対応力強化に資する取り組みに努めます。



社会福祉法人 地域貢献活動
(生活困窮者等に対する相談支援事業)

事業内容（みやぎき安心セーフティネット）

本事業は、事業の趣旨に賛同する社会福祉法人（施設）が、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、関係機関等と連携・協働しながら、地域の方々の生活上の困りごと等に対して、相談援助を行うとともに、今日明日の食べ物にも困る等の逼迫した状況にある場合には現物給付による経済的援助を行う事業となります。

(1) コミュニティソーシャルワーカーの配置と役割

本事業に参加する社会福祉法人（施設）は担当相談員（コミュニティソーシャルワーカー、以下「CSW」という。）を配置します。

社会福祉法人（施設）のCSWと市町村社会福祉協議会職員が本人（家族）の住まいを訪問して状況を把握し、利用可能な制度や社会資源に繋ぐなど、本人（家族）の生活の安定に努めた相談援助活動を行います。

(2) 経済的活動

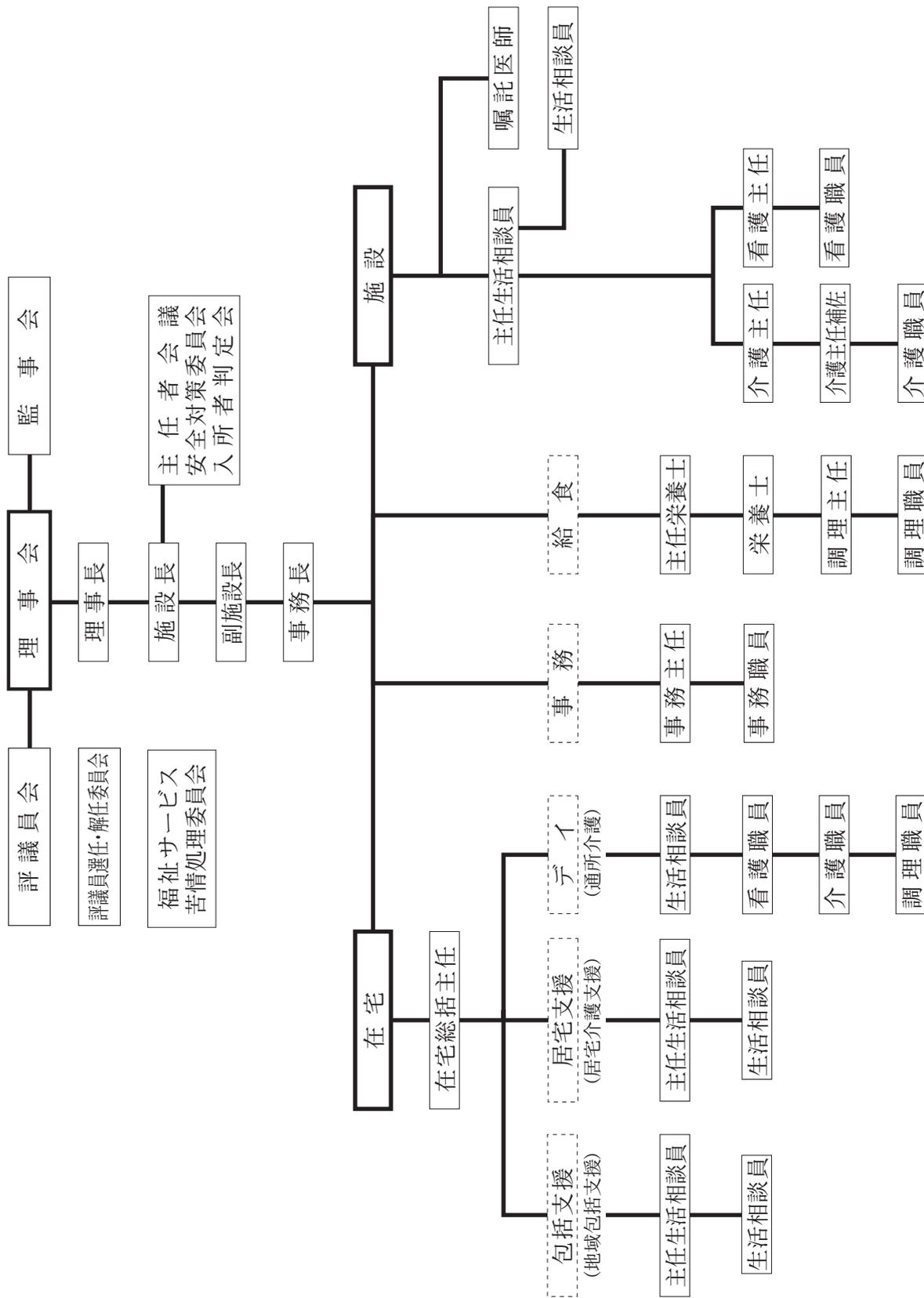
本事業に必要な資金は、本事業の趣旨に賛同する社会福祉法人（施設）が会費として拠出します。拠出された会費は宮崎県社会福祉協議会の基金で運営・管理します。CSWは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告します。施設長は報告に基づき、1事例あたりの支援期間を概ね3ヶ月以内、現物給付による限度額を10万円を目安に経済的援助の可否を決定します。

適切な支援機関等への橋渡しが完了したとき、緊急事態を脱したとき、就労や生活保護の受給等で安定した生活が見通しが立ったとき、自立への志向や意欲が見受けられるようになったとき等を終結の目安に、継続的な支援を行います。

(3) その他

各種研修会への参加等を通し、相談援助技術の向上に努めます。また、事業連絡会や各地区民生委員児童委員定例会等にも参加することで、地域実態の情報収集・事業の周知拡大・地域との信頼関係構築に努めます。

機 構 図



社会福祉法人 ふれあい福祉会 理念

信頼 誠実 貢献

私たち法人は、利用者・家族・地域住民・職員、その他法人に関する全ての人々との関係づくりに努め《信頼》笑顔を決やさず、真心を込めて、安心・安全で個人の思いが実現できる暮らしを支えます。《誠実》

また、地域との交流や関係機関との連携を図り、福祉の拠点として地域と共に成長を続けることに力を尽くします《貢献》

